

# 遺言書文例選択ツール使い方のガイドブック

---

## ●遺言書文例選択ツールの目的について

遺言書文例選択ツールは「遺言による寄付」をご検討されている方を対象としています。遺贈寄付のない遺言を作成される場合はあまり参考になりませんのでご承知おきください。

## ●遺言書文例選択ツールで出来ること

いくつかの質問に答えることで、あなたの相続人が誰かを確認し、あなたの相続人構成のパターンに応じた代表的な遺言書の文例を表示することができます。パソコンで遺言書の文例を表示した場合は印刷することもできます（スマートフォンからは印刷できません）。

表示された遺言書文例は、あなたが実際に遺言書を作成する際のご参考としてください。但し、相続人の構成が同じ場合でも、遺言者や相続人の事情はそれぞれ異なりますし、財産の内容や配分も様々です。遺言書もその事情に応じて作成する必要がありますので、遺言書文例をそのまま書き写すのではなく、専門家に相談してから遺言書を作成してください。

## ●選択画面の使い方

最初に「あなたに配偶者はいますか？」という質問が表示されますので、「いる」または「いない」のボタンをクリック（スマートフォンの場合はタッチ）してください。選択したボタンが緑色になるとともに、次の質問が表示されます。

質問の内容は、「将来あなたが死亡した時に、あなたの相続人は誰になるのか？」を調べるために、順を追って確認するものです。質問は全部で2つ～4つあります。質問に対する回答を選択してボタンをクリックしてください。

回答が完了すると、あなたの相続人の構成に合った遺言書の文例が選択されますので、「下記の＜ご利用上の注意点＞を了承し、遺言書文例をダウンロード」というボタンをクリックして選択された遺言書文例を表示してください。

## ●遺言書文例を利用して遺言書を作成する場合の手順

- ①遺言書文例選択ツールを使って遺言書文例を選ぶ
- ②推定相続人や財産などを調べる  
(詳しくは、WEBサイト「いそろ寄付の窓口」の「遺言を書くには」をご覧ください)
- ③遺言書文例と調べた資料を持って弁護士などの専門家に相談する(後記ご参照)
- ④自筆証書遺言の場合 → 手書きで遺言書を作成して保管する  
遺言公正証書の場合 → 公証役場で遺言書を作成する  
(詳しくは、「いそろ寄付の窓口」のQ&A「遺言の作成方法は？」をご覧ください)

## ●遺言書文例を持って専門家に相談するには

専門家（弁護士・司法書士・行政書士・信託銀行など）に相談する際には、「どの財産を」「誰に」「どのような割合（金額）で配分」したいのか考えておきましょう。

また、相続人の確認資料（戸籍謄本など）と財産の確認資料（不動産の登記事項証明書や預貯金の通帳など）をできるだけ揃えておくと良いでしょう。

さらに、作成する遺言書は自筆証書遺言か遺言公正証書か、遺言書の保管や遺言執行者を専門家に依頼するのか、についても相談しましょう。

知り合いの専門家がない場合は、WEBサイト「いそろ寄付の窓口」の「加盟団体一覧」に掲載されている加盟団体に相談して、専門家に関する情報提供を受ける方法もあります。

なお、寄付先の選定に迷われる場合も、最寄りの加盟団体に相談しましょう。

## ●遺贈寄付を含む遺言書の作成に際して考慮すべきこと

残されたご家族が生活に困ったり、相続人間で紛争にならないように、相続人・ご家族・お世話になった方などへの財産配分と、団体などへの遺贈寄付とのバランスには十分注意して検討しましょう。

また、「包括遺贈と特定遺贈」「遺留分に配慮した財産配分」「不動産や有価証券を遺贈寄付する場合」などについても考慮が必要です。WEBサイト「いそろ寄付の窓口」の「遺贈寄付する遺言」をご参照いただくとともに、専門家に相談しましょう。

## ●遺言書文例選択ツールと遺言書文例に関する注意事項

- ・本ウェブサイト上でお示しする遺言書文例は、利用者の方が遺言書を作成する際の参考資料としてお示しするものであり、遺言書文例に署名されましても、自筆証書遺言としての効力はありません。
- ・実際に遺言書を作成される際には、専門家にご相談されることを推奨いたします。
- ・当協会は、この遺言書文例の正確性、完全性、合目的性、有用性、他人の権利の非侵害性等につき、いかなる保証も行いません。
- ・当サイトに掲載された情報・資料を利用、使用、ダウンロードするなどの行為に関連して生じたあらゆる損害等について、理由の如何に関わらず、当協会は一切責任を負いません。

一般社団法人 全国レガシーギフト協会

【東京事務所】

〒105-0004 東京都港区新橋 5-7-12 ひのき屋ビル 7F

日本ファンドレイジング協会内

TEL：03-6809-2590

【岡山事務所】

〒700-0822 岡山市北区表町 1 丁目 4-64 上之町ビル 3 階

TEL：086-224-0995

## ●遺言書文例などに出てくる用語の解説

### ●割合配分

金融資産等の配分を定める際に、分数や百分率などで割合を定める方法です。

### ●先取り遺贈

金融資産等の配分を定める際に、まず一定金額を特定の相続人や受遺者に配分し、次にその残余を別の方法で（割合配分などで）配分する方法です。

### ●金融資産の範囲

一般的には、預貯金・投資信託や公共債等の有価証券・その配当金などが対象範囲です。貴金属の積立や金融機関以外の商品がある場合は、別途記載した方が良いでしょう。

### ●「相続させる」と「遺贈する」

一般的に、相続人に対しては「相続させる」、相続人以外の受遺者に対しては「遺贈する」と表現しています。詳しくは専門家にご相談ください。

### ●予備的遺言

遺言で財産を配分する予定の相続人や受遺者が、遺言者の死亡以前に死亡した場合や、相続人が相続放棄した場合、受遺者が遺贈を放棄した場合などに備えて、予め財産を相続させる者や受遺者を予備的に定めておく遺言です。補充遺言とも言います。

### ●負担事項（負担付遺贈）

遺言により相続人や受遺者に財産を配分する代わりに、相続人や受遺者に対して一定の義務を負担事項（〇〇に〇〇円を寄付する等）として負わせることができます。

### ●付言事項

遺言には、家族へのメッセージや財産配分の理由等を付言事項として自由に書くことができます。法的拘束力はありませんが、遺言者の意思を伝える一つの方法です。

### ●遺言執行者

WEBサイト「いそろ寄付の窓口」の以下をご参照ください。

- ・「遺言を書くには」 <https://izoukifu.jp/consideration/howto/>
- ・Q&A「専門家や遺言執行者を探したいときは？」  
<https://izoukifu.jp/forum/question/detail?id=9>

### ●遺留分

WEBサイト「いそろ寄付の窓口」の以下をご参照ください。

- ・「遺贈寄付する遺言」 <https://izoukifu.jp/consideration/leave/>
- ・Q&A「遺贈のときに気を付けたい遺留分とは？」  
<https://izoukifu.jp/forum/question/detail?id=7>

### ●包括遺贈と特定遺贈

WEBサイト「いそろ寄付の窓口」の以下をご参照ください。

- ・「遺贈寄付する遺言」 <https://izoukifu.jp/consideration/leave/>
- ・Q&A「非営利団体が遺贈を受ける際のリスクは？」  
<https://izoukifu.jp/forum/question/detail?id=14>